

福山ブランドデザインアワード実施要領

(趣旨)

第1条 福山ブランドデザインアワード（以下「デザインアワード」という。）は、世界に誇る福山市のものづくりの力と全国のデザイナーをマッチングさせ、福山市のものづくり技術と消費者が好むデザインニーズを満たした商品開発をめざすことで、福山市におけるデザイン力向上に向けた取組・活動を活性化させるとともにデザインの重要性の周知を図ることを目的とする。福山市で生まれた商品・技術をテーマとして、全国から商品等のデザインを募集し、全国規模の大手セレクトショップ等の視点で、「魅力のあるデザイン」を選定する。

(用語の定義)

第2条 この要領において「デザイン」とは、審美性を根源にもつ意匠、設計、創意工夫のことをいう。

2 この要領において「大手セレクトショップ等」とは、デザインアワードの実施に当たり、福山市都市ブランド戦略推進協議会（以下「協議会」という。）へ協力する企業で、別に定めるものをいう。

(応募資格)

第3条 デザインアワードへ応募できる者は、個人若しくは団体、企業、グループ等であるかを問わない。

2 デザインアワードへ応募できる者は、年齢、性別、住所、職業、国籍を問わない。

3 デザインアワードへ応募できる者は、デザインに関する経験、資格、受賞歴の有無を問わない。

(応募要件)

第4条 デザインアワードへ応募する者は、次の要件を満たしているものとする。

(1) 商標法、特許法、著作権法などの関係法規を遵守していること。

(2) 公序良俗に反するものでないこと。

(3) 応募作品は、独自に創作したもので、使用されていない作品であること。

(4) 応募作品が、商品化をめざすデザインとして採用（以下「採用」という。）された場合、商品化時の制作対応が可能であること。

(5) 応募作品が採用された場合、商品化に向けて取り組む意思があること。

(6) 募集するデザインのテーマを提供した事業者（以下「募集テーマ提供事業者」という。）と商品化に向けて協力する意思があること。

(募集対象)

第5条 デザインアワードの募集の対象とするものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大手セレクトショップ等で販売することができる商品デザイン

(2) 商品化を想定したデザイン

(3) 福山ブランド認定・登録制度に認定された商品・サービス，素材・技術等が使われているデザイン

(応募方法)

第6条 デザインアワードへ応募しようとする者は，応募用紙（様式第1号及び様式第2号）を協議会へ提出するものとする。

(審査方法)

第7条 協議会は，応募があった場合，その審査と採用作品の決定を，別に定める福山ブランドデザインアワード審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ付託し，第8条に規定する審査基準に基づき審査を実施するものとする。

(審査基準)

第8条 審査基準は，次の各号とする。

(1) 新規性・革新性

優れたアイデアが盛り込まれており，既存類似品との差別化が図られているか。

(2) デザイン性

見る者を魅了するもので，消費者が欲しいデザインであるか。

(3) 市場性

消費者のニーズに沿った価格にすることが可能で，トレンドを反映しているか。

(4) 商品化の可能性

商品化に向け実現の可能性があるか。

(採用の決定)

第9条 協議会は，第7条による審査委員会の審査・採用結果について，デザインアワード採用結果通知（様式第3号）により，応募した者に通知するものとする。ただし，応募作品が採用されなかった者については，この限りではない。

2 協議会者，応募作品が採用された者（以下「受賞者」という。）に，福山ブランドデザインアワード表彰状（様式第4号）を交付する。

(賞と賞金)

第10条 採用作品に対する賞及び賞金は，次の各号とする。

(1) 最優秀賞（1本） 20万円

(2) 優秀賞（2本） 各5万円

(募集テーマ提供事業者と受賞者に対する協議会の支援)

第11条 協議会は，採用された作品が商品化された場合，当該商品の流通を促進するため当該商品に関する情報の積極的な発信等の支援を行うものとする。

(募集テーマ提供事業者の責務)

第12条 募集テーマ提供事業者は、採用された作品の商品化に向けて取り組まなければならない。また、商品化を断念しなければならない事由が発生した場合、募集テーマ提供事業者は、速やかに受賞者に対し報告するとともに、福山ブランドデザインアワード商品化中止報告書(様式第5号)により協議会へ報告しなければならない。

(事故等への対応)

第13条 募集テーマ提供事業者と受賞者の両方若しくは一方は、当該商品化に係る事故や苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、当該事故等の解決に向けて、誠実に対処しなければならない。

- 2 募集テーマ提供事業者と受賞者の両方若しくは一方は、事故等が発生した場合、福山ブランドデザインアワード事故報告書(様式第6号)により直ちに協議会へ報告しなければならない。
- 3 協議会は、当該商品化に係る事故等の報告を消費者等から受けた場合は、募集テーマ提供事業者と受賞者の両方若しくは一方に対し速やかにその内容を通知することとし、募集テーマ提供事業者と受賞者の両方若しくは一方は、これに誠意を持って対応し、その状況を協議会へ報告しなければならない。

(採用の取消)

第14条 審査委員会は、採用作品が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その採用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の応募により採用を受けたとき。
 - (2) 採用作品の商品化にあたり、採用作品の機能、イメージ等が大きく損なわれる変更が行われたとき。
 - (3) 受賞者による取消の申出があったとき。
 - (4) その他、本制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により採用を取り消したときは福山ブランドデザインアワード採用取消通知書(様式第7号)により受賞者に通知する。
 - 3 審査委員会が採用の取消を行ったときは、協議会は、その対象となる採用作品及び受賞者を公表するものとする。
 - 4 第1項の規定のより採用の取消を受けた受賞者は、速やかに賞金と福山ブランドデザインアワード表彰状(様式第4号)を協議会へ返還しなければならない。